

報道関係者 各位

令和4年5月17日
(照会先)
全国健康保険協会山形支部
企画総務グループ 佐藤
電話：023-629-7226

令和3年度 保険証の無資格受診の医療費 約5,500万円

協会けんぽでは、新たに健康保険へ加入した方に対して健康保険証の発行を行っております。健康保険証を医療機関等へ提示することにより、患者の窓口負担は、医療費の一部負担金を支払いすることで済むこととなりますが、健康保険証が使えるのは退職日までとなっております。(※1)

通常は、退職と同時に、これまで使っていた健康保険証を事業所へ返却することとなっておりますが、一方で、退職時に健康保険証を事業所に返却せずに、退職後においても資格の切れた健康保険証を医療機関等へ提示し、受診している方もおられます。

資格の切れた健康保険証を使って受診した場合、健康保険が適用される医療費の7割(※2)相当額は、協会けんぽ等の医療保険者が医療機関等へ支払うこととなりますが、その医療機関へ支払った医療費については、医療保険者が、本人に対して返還請求を行うこととなります。(返納金返還請求)

令和3年度においては、資格の切れた健康保険証を提示して医療を受け、協会けんぽ山形支部より本人に対して返還請求を行った件数は856件となり、その請求金額は約5,500万円になりました。

また、令和3年度の協会けんぽ山形支部における当該返納金債権の回収率は全国1位となりましたので、その概要を報告いたします。(山形支部回収率：95.13%、全国平均55.48%)

<無資格受診に関する状況>

発生件数(※3) (件)	回収件数 (件)	回収率 (%)
856	748	87.38
発生金額(※3) (円)	回収金額 (円)	回収率 (%)
55,067,051	52,384,717	95.13 全国1位

※1 その他に、被扶養者の場合は扶養から外れるまでの間等、様々なケースがあります

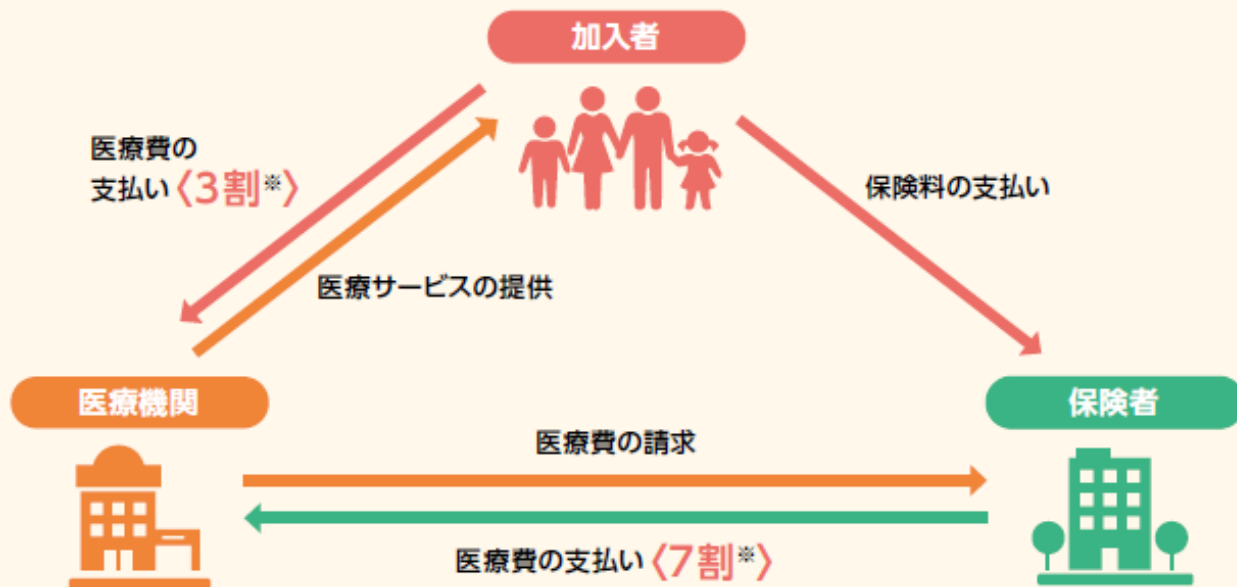
※2 年齢等により割合が変わります。就学児～70歳未満の場合の医療費は自己負担3割、保険負担7割となります。

※3 発生件数・発生金額は、全体の調定金額から取消・時効以外消滅金額を除いたものです。

医療サービスが提供される仕組み

医療サービスが提供される仕組み

保険証を医療機関（病院・診療所）に提示すると、医療費の3割（自己負担）のみを支払うことで、医療サービスを受けることができます。



※自己負担割合は年齢等により設定されているため、1割または2割の場合があります。これに伴い、医療機関が保険者に請求する医療費の額も、9割または8割となります。

健康保険の加入者は、健康保険証を医療機関へ提示することによって、医療費の支払いは一部負担金の支払いのみとなります。

仮に、資格の切れた健康保険証を医療機関へ提示した場合、その場では医療費の3割（自己負担）の支払いとなりますが、保険者が医療機関に支払う医療費（7割分）については、後日、協会けんぽより本人に対して医療費（7割分）の返還請求が行われます。

退職後に誤って健康保険証が使われるケースとしては、次の健康保険への手続き漏れ（遅れ）などにより以前の健康保険証を使用してしまうケースや、月の途中で退職された方などが、退職後であっても同月内であれば使用できると誤認しているケースなどがあります。

そのため、協会けんぽでは、退職後は健康保険証を使用できないことや、退職時には事業所へ必ず健康保険証を返却することなどについて広報を行っています。

健康保険証の回収に向けて

資格喪失後受診による返納金債権の発生防止のためには、退職時に確実に健康保険証を回収することが重要になります。

そのため、山形支部では健康保険証の早期回収に向けて、次のような施策を展開しています。

- 広報誌等を活用した保険証の正しい使い方に関する広報の実施
- 健康保険証の早期返却を目的とした、未回収者に対する電話等での催告の実施
- 健康保険証の回収率が低い事業所に対する保険証回収に関する協力依頼の実施

このような取り組みを通じ、山形支部において、健康保険の資格が切れた後、1か月以内に健康保険証を回収できた割合は全国3位の94.68%でした。（全国平均84.11%）

山形支部では今後も資格の切れた健康保険証の早期回収、発生した返納金債権の回収に向けて尽力してまいります。

つきましては、各種報道機関様におかれましては、「退職日の翌日以降は健康保険証を使って医療機関を受診することができない」ことにつきまして、ぜひお取り扱いいただきますようよろしくお願いいたします。